



2015年7月2日

各 位

会 社 名 横河電機株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西島 剛志
コ ー ド 番 号 6841 東証第一部
問 い 合 わ せ 先 コーポレート・コミュニケーション室長 川中 定
T e l 0422-52-5530

海外募集による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり海外募集による自己株式の処分（以下「本海外募集」といいます。）を行うことを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 本海外募集の背景と目的

当社グループは、生産制御システム等の製造・販売を行う制御事業、測定器等の製造・販売を行う計測事業及び、航空・航海機器等の製造・販売を行う航機その他事業を行っています。当社は、2009年度と2010年度の2年間の事業構造改革を経て、中長期目標である「制御事業グローバルNo. 1」に向けて事業ポートフォリオの見直しを行い、制御事業を中心とする成長戦略の推進による「収益性の向上」と、ヘッドクォーターのグローバル化や生産体制の見直しといったビジネス構造改革などの施策の実行により「財務体質の健全化」に取り組んできました。これらの取り組みなどにより、2015年3月期末において自己資本比率は49%、有利子負債比率（D/E レシオ）は30%となり、「財務体質の健全化」につきましては、2016年3月期を最終年度とした前中期経営計画（Evolution 2015）を現時点で概ね達成しました。「収益性の向上」につきましては、2015年3月期の連結売上高が4,058億円と、前中期経営計画で定めた2016年3月期連結売上高4,000億円の目標を1年前倒しで達成し、連結営業利益は298億円と過去最高を更新しました。しかしながら、2016年3月期の連結営業利益予想は330億円と、前中期経営計画で設定した目標400億円を下回ることとなり、「収益性の向上」については改善の余地があると考えています。

このような中、当社グループを取り巻く内外の状況や環境変化を踏まえ、事業構造の変革による成長基盤を整備するため、収益性向上に重点を置いた新たな中期経営計画「Transformation 2017」を策定し、今年度より開始しました。中期経営計画「Transformation 2017」の最終年度である2017年度

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

には、自己資本利益率（ROE）11%以上、1株当たり当期純利益（EPS）100円以上の達成を目指しています。

本海外募集による自己株式の処分は、2010年2月に財務基盤強化のために調達した劣後ローン（以下「本劣後ローン」といいます。）の弁済に充当することを目的に実施するものです。本劣後ローンは、資本と負債の中間的性質を持つハイブリッドファイナンスの一形態であり、株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所より、格付けの目的上50%の資本性を認められている超長期負債です。本劣後ローンは、不採算事業の見直しなど構造改革を行う上で財務基盤の安定化という大きな役割を果たしてきましたが、当社グループの収益性及び財務基盤の改善に伴い、その役割を終えたと考えています。

また、本劣後ローンの期限前弁済については、全額を当社普通株式又は本劣後ローンと同等以上の資本性を有する資金で調達することが必要とされているところ、貸付人全員の同意を得て、借入総額250億円の50%にあたる資本性認定相当額を、自己株式の処分により調達した資金で弁済することとしました。残額については、株式価値の希薄化に配慮し、財務基盤の改善により積み上がった手元資金から弁済する予定です。

なお、自己株式の処分における募集方式に関しては、株価変動リスクを低減すべく、マーケティング期間が短くなる本海外募集を選択しました。

本海外募集により本劣後ローンを弁済することで、支払利息の低減による収益性の向上や、持続的成長に向けた事業基盤の更なる強化、新たな攻めの戦略を機動的に実行するための財務柔軟性の確保が可能となり、中期経営計画「Transformation 2017」及び当社グループの中長期目標である「制御事業グローバルNo. 1」の達成に寄与すると考えています。

2. 本海外募集による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の当社普通株式 9,200,000株
種類及び数
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2015年7月2日（木）（以下「処分価格等決定日」といいます。）に決定します。
- (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 該当事項はありません。
- (4) 募集方法 欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）における募集とし、単独ブックランナー兼単独主幹事証券会社である Mizuho International plc（以下「引受人」といいます。）に全株式を買取引受けさせます。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

- (5) 処分価格 (募集価格) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、処分価格等決定日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 (当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値) に 0.90~1.00 を乗じた価格 (計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。) を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、処分価格等決定日に決定します。
- (6) 引受人の対価 当社は引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして処分価格 (募集価格) と引受人より当社に払込まれる金額である処分価額 (会社法上の払込金額) との差額の総額を引受人の手取金とします。
- (7) 払込期日 2015 年 7 月 17 日 (金)
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、処分価格 (募集価格)、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定を含め、必要な一切の行為をなす権限については、当社代表取締役社長又は取締役執行役員 (兼経理財務本部長) に一任します。

<ご参考>

1. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	11,089,385 株	(2015 年 6 月 30 日時点)
処分株式数	9,200,000 株	
処分後の自己株式数	1,889,385 株	

2. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

差引手取概算額については、当社が、2015年7月17日に行う、2010年2月26日に実行した劣後ローンによる借入金250億円の弁済資金の一部に充当します。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式処分にに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」という。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(3) 業績に与える影響

本海外募集に伴う当社グループの2016年3月期連結通期業績予想への影響はありません。本海外募集は、当社グループの事業基盤の更なる強化及び財務の柔軟性の確保に資するものと考えています。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つと認識し、利益成長を通じて安定的・継続的な増配を目指します。

具体的には、業績および資金の状況、中長期的な成長投資に向けた内部留保の確保、および財務体質の健全性を総合的に勘案しながら、連結配当性向30%を目標に配当水準の向上に努めます。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、主として注力事業への中長期的な成長投資のために活用します。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
1株当たり当期純利益	57.03円	47.92円	66.88円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	10.00円 (5.00)	12.00円 (6.00)	12.00円 (6.00)
実績配当性向	17.5%	25.0%	17.9%
自己資本利益率	9.4%	6.9%	8.6%
純資産配当率	1.6%	1.7%	1.5%

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価の状況

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
始 値	839 円	947 円	1,656 円	1,294 円
高 値	1,061 円	1,743 円	1,683 円	1,650 円
安 値	644 円	852 円	1,150 円	1,271 円
終 値	946 円	1,667 円	1,295 円	1,591 円

(注) 2016年3月期の株価については2015年7月1日時点で記載しています。

(4) ロックアップについて

本海外募集に関連して、当社は、引受人との間で、本海外募集に関する処分価格等決定日に始まり本海外募集に係る払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、引受人の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券又は当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行その他これに類する一定の行為（ただし、本海外募集、単元未満株主の株式売渡請求権の行使による自己株式の交付、当社の会社組織再編に伴う当社普通株式の交付、株式分割又は株式無償割当てによる当社普通株式の交付等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目録見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。